

□■養成所ニュースプラス第 27 号 2024□■

三連休もあっという間に過ぎてしまったとがっかりしている皆さん、これからです。先輩もやっていた工夫をいくつか紹介します。「10 分間だけと決めて勉強してみること」→10 分間で集中してきたら続けられるそうです。「勉強する場所に気になるものを置かないこと」→これも難しい場合は、図書館やカフェにスマホを持たずに行き勉強する人もいました。「今日やることを貼り出してやったことを書き込むこと」→達成感を得られて明日へのやる気に繋がったそうです。皆さんもいかがでしょうか。

Plus Quiz は、「社会保障」から「国民年金」を取りあげます。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか、合わせて考えみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 33 回問題 55】国民年金に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 国民年金の第一号被保険者の保険料は、前年の所得に比例して決定される。
2. 障害基礎年金を受給していると、国民年金の保険料納付は免除される。
3. 学生納付特例制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されない。
4. 自営業者の配偶者であって無業の者は、国民年金の第三号被保険者となる。
5. 障害基礎年金には、配偶者の加算がある。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(35 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（木）にレターパックライトで発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1 週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11 月 1 日（金）に支給申請書類一式を普通郵便で発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1389465&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1389466&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1389467&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1389468&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1389469&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

社会保障では、「社会保障制度の歴史」「社会保険の概念と範囲」「年金保険制度の概要」「労災保険制度と雇用保険制度の概要」が多く出題されてきました。制度関連では、保険者、被保険者、保険料、給付内容、受給要件等を正しく理解していくようにしましょう。今回の選択肢でも、皆さんが利用者さんに同行した障害基礎年金窓口での経験や、ご自身のお子さんの学生納付特例制度の適用等実際の業務や暮らしの場面と結びつくものもあります。保険の仕組みを覚えるだけでなく、事例問題にも対応できる理解が求められています。この科目の出題数は9問に増える予定で、幅広い項目からの出題が予想されます。

新たな出題基準をと旧出題基準を比べても大きな変更はなく、万遍なく出題されそうです。共通科目テキスト7第2章第2節の「セーフティネット」「所得再分配」は今一度確認しておきましょう。「社会保障制度の国際比較」は、第1章第2節、第6章第2節の図表も参考になります。

1. ×保険料は、一律月額 17,000 円に保険料改定率を乗じた額で、前年の所得や資産状況等は反映されません。毎年4月に改定があります。
2. ○障害基礎年金または障害厚生年金の受給者、生活保護受給者には国民年金の保険料が「法定免除」となります。経済的に困窮する者が自身で申請して免除を受ける「申請免除」という制度もあります。
3. ×学生納付特例制度を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。学生納付特例制度や納付猶予制度を受けた場合、保険料を追納しないとその期間は、老齢基礎年金の金額には反映されません。
4. ×国民年金の第三号被保険者は、第二号保険者（厚生年金保険の被保険者）の被扶養配偶者で20歳から60歳未満の者をいいます。自営業者の配偶者で無業の者は第一号被保険者となります。
5. ×子の人数に応じた加算はありますが、配偶者加算はありません。受給者により生計が維持されている子の人数に応じた加算が行われます。18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもや20歳未満の障害児が該当します。一方、障害厚生年金には配偶者加算があります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus